



## 特別区民税・都民税特集号

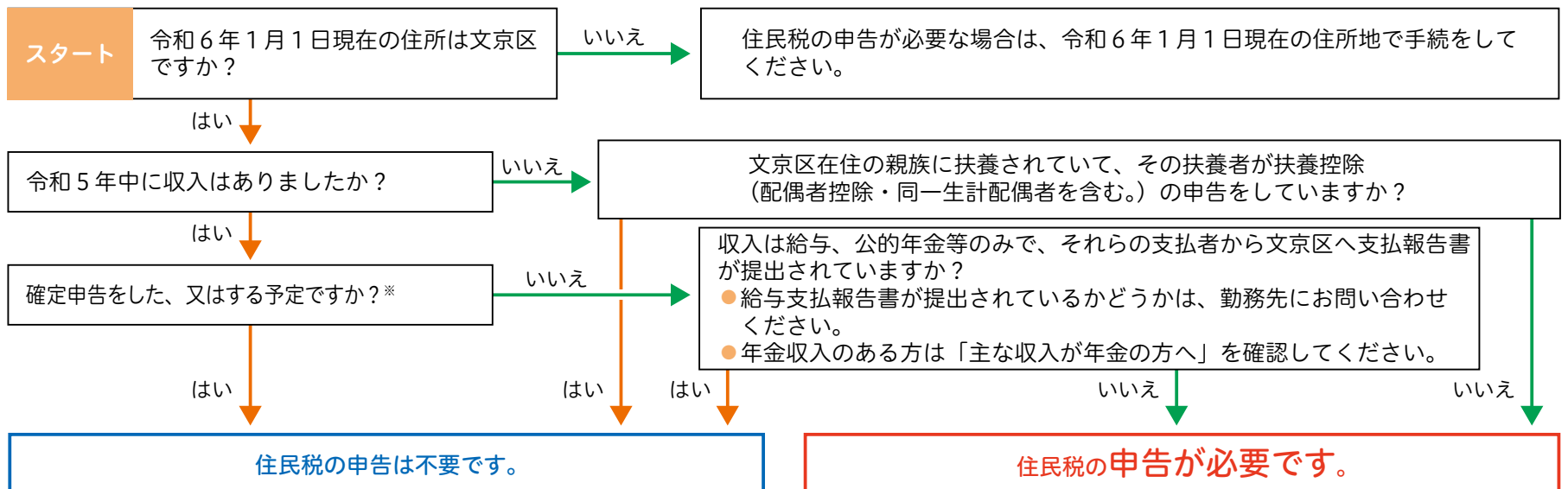
■主な内容		住民税のよくある質問……………	4面
申告方法、令和6年度の主な改正点…	2面	確定申告について……………	5面
所得控除について……………	3面	住民税の納付について……………	6面

# 特別区民税・都民税(住民税)の申告について

新年を迎え、税の申告の時期が近づいてきました。この特集号では、住民税の申告について皆さんの疑問にお答えし、申告がスムーズに進むようご案内します。毎年申告される方も、申告が初めての方もぜひ一緒に確認しましょう！

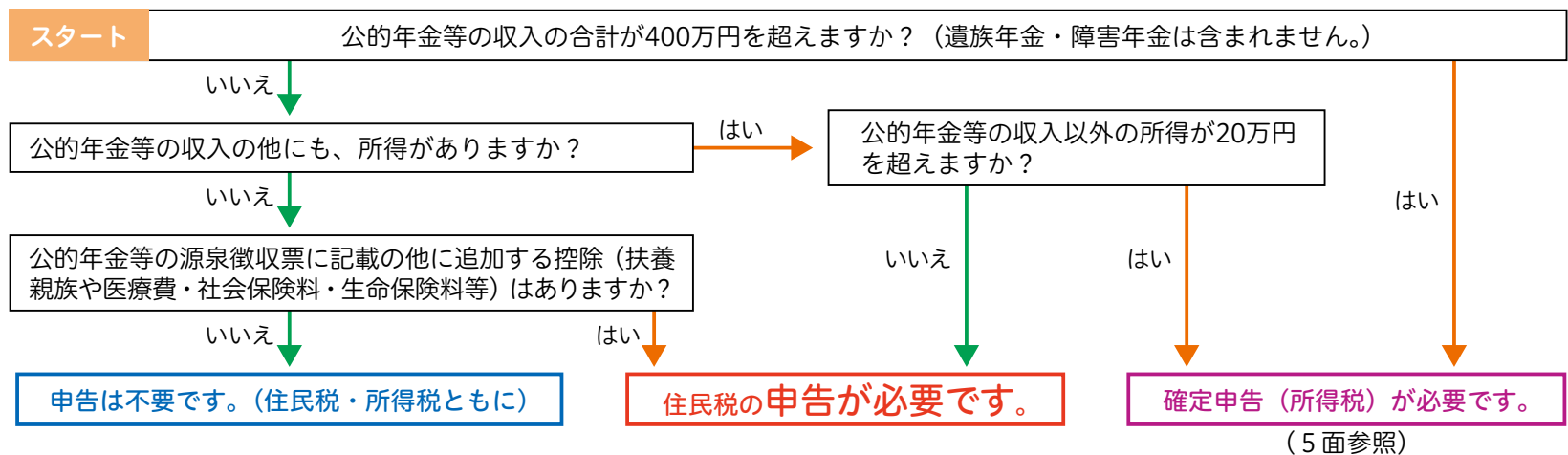
☎税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

## 申告が必要か確認してみましょう！



\*確定申告は住民税の申告を兼ねています。  
確定申告書第一表の「1月1日の住所」欄及び第二表の「住民税に関する事項」も忘れずに記入してください(5面参照)。

## 主な収入が年金の方へ ~こちらでご確認を~



**申告期間** 2月1日(木)～3月15日(金)

混雑緩和のため**郵送**での申告書提出にご協力ください。

**郵送先** 〒112-8555 文京区税務課

**申告用紙**  
▶(2月以降)区ホームページからダウンロード可  
▶(2月以降)税務課(シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(シビックセンター2階)、地域活動センターで配布

※令和5年度の申告をした方には、1月末に申告書を送付します。



郵送なら待ち時間がないから安心

### 申告会場のご案内

- 期間** 2月1日(木)～3月15日(金)  
土・日曜、祝日を除く  
※2月18日(日)のみ休日受付を行います。
- 時間** 午前9時～午後5時
- 会場** シビックセンター10階北側 1001会議室
- 混雑時は入場を制限する場合があります。
- 確定申告書の受付はしていません。
- 所得税の申告については、5面をご覧ください。

## 申告に必要なものを確認しましょう

### ① 特別区民税・都民税申告書

### ② 令和5年中の所得を証明する書類

給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営業の場合は収支計算書

### ③ 令和5年中の控除を証明する書類

医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料控除の証明書原本、身体障害者手帳のコピーなど

### ④ マイナンバー & 本人確認書類

● マイナンバーカードをお持ちの方  
マイナンバーカード



マイナンバー  
カードなら  
1点でOKです

● マイナンバーカードをお持ちでない方

- マイナンバー確認書類 マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きされている場合に限る)など(いずれか1点) 運転免許証、健康保険証、在留カードなど
- 本人確認書類 (いずれか2点) 写真なし証明書、住民票の写し、納税通知書など

以下の4点は区ホームページから印刷できます。

- 特別区民税・都民税申告書  
申告書のダウンロード開始日については区ホームページをご覧ください。
- 医療費控除の明細書
- 収支計算書
- 代理人申告のための委任状

ダウンロードはこちらから

リンク先(パソコン版)  
区HPホーム>手続き・暮らし>税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)



▲区HP

## 郵送申告をお願いします

### ① 申告書の記入



医療費控除を申告する方は申告書のほかに「医療費控除の明細書」も作成してください。医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を使用することもできます。

### ② 書類の同封



- 本人確認書類コピー
- 申告書、所得及び控除資料
- 控えが必要な方は控えに申告書と同じ内容を記入し、返信用封筒(宛名記入・84円切手貼付)を同封

### ③ ポストに投函



申告期限  
**3月15日(金)**

区税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

## 令和6年度からの住民税の改正点のお知らせ

### ● 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式が所得税と統一されました。これにより、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

### ● 森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は令和6年度より特別区民税・都民税(住民税)の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を区が賦課徴収します。なお、平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円が課税されていますが、こちらは令和5年度で終了します。

### ● 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和5年度までは親族関係書類及び送金関係書類の提出をすることで国外居住親族を扶養控除の対象にすることができましたが、令和6年度からは年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族の場合は、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- ② 障害者
- ③ 申告者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

※ 令和5年10月末現在の情報

区税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

# 確定申告や住民税の所得控除対象になります (令和5年1月～令和5年12月支払い分が対象)

## 国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険 保険料(社会保険料控除)

国民健康保険の方は「納付済額のお知らせ」(はがき)(前年納付の全世帯へ1月下旬に送付予定)をご活用ください。

後期高齢者医療、介護保険の保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「口座振替済みのお知らせ」(順次郵送中)を、公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。

なお、介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。納付した保険料に変更(還付など)がなければ、特別徴収のみの方は申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料について確認する場合や、遺族年金又は障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付されません)から差引かれた方は、担当係へお問い合わせください。

※確定申告と住民税申告には、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料証明書の添付は不要です。

☎国保年金課国保収納係 ☎03-5803-1194  
☎国保年金課高齢者保険料係 ☎03-5803-1198  
☎介護保険課資格保険料係 ☎03-5803-1379

## 障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①又は②によって異なりますので、詳しくは担当係へお問い合わせください。

### ①要介護・要支援認定を受けている方

⇒対象者の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。

なお、認定書は申請受付後、10日程度で郵便により送付いたします。

☎介護保険課介護保険管理係 ☎03-5803-1389

### ②要介護・要支援認定を受けていない方

⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除対象者認定のための主治医意見書」が必要となります。ご相談をお受けした上で申請書等をお渡しいたしますので、お問い合わせください。

☎高齢福祉課高齢者相談係 ☎03-5803-1382

## おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

☎介護保険課認定審査係 ☎03-5803-1378

## 介護保険サービスの利用料の医療費控除を受ける方へ

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

### 居宅サービスの利用料

- (1)自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む)
  - ①訪問看護・介護予防訪問看護
  - ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
  - ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
  - ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
  - ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
  - ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)
  - ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)
  - ⑧介護福祉士等による喀痰(カクタン)吸引等の対価
- (2)上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外)
  - ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護
  - ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
  - ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護
  - ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
  - ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)
  - ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)(生活援助中心のサービスを除く)

### 施設サービスの利用料

- (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設  
介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額
- (2)介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院介護保険適用の自己負担額および居住費・食費の合計額

### 主な対象外サービス

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)  
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)  
訪問介護(生活援助中心型)、福祉用具貸与・購入、住宅改修

※控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(本人作成)の添付が必要。  
※高額介護サービス費が支給されている場合には、それぞれ自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象。  
※医療費控除についての詳細は、税務署へ問合せのこと。

☎介護保険課給付係 ☎03-5803-1388



国税庁医療費控除

## 住民税のよくある質問

**Q** 引っ越しをすると住民税の支払先はどこになりますか？

**A** 住民税は、**1月1日に住所のある区市町村**へお支払いください。  
令和6年1月1日の住所が文京区であれば、その後転出しても令和6年度の納税先は文京区となります。

**Q** 海外転出の時、住民税の支払いはどうすればよいですか？

**A** **予め納税管理人の申告(申請)**をお願いします。  
住民税は、1月1日に住所のある区市町村で、前年の所得に対して課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)を事前をお願いします。

**Q** 亡くなった人の住民税の支払いはどうなりますか？

**A** **相続人の方に、住民税の納税義務が継承されます。**  
住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に亡くなった場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届のご提出をお願いします。

**Q** 収入がなくても住民税の申告はしたほうがいいですか？

**A** 住民税の課税状況は、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となりますので**申告してください**。申告がない場合、住民税の証明書が発行できない場合がありますので、証明書が必要な方も申告してください。

**Q** マイナンバーの記載がなければ、申告書を受け付けてもらえませんか？

**A** 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の施行に伴い、住民税の申告には、**マイナンバーの記載が必要となります**。  
マイナンバーカードがない・持参していない等で、個人番号が不明な場合には、番号が記載されていなくても受理します。

**Q** 代理人による申告はできますか？

**A** **代理権の確認をしますので委任状をご用意ください**。委任状は区からダウンロードできます。必要事項の記載があれば、自作の委任状でも受け付けます。委任状を自作する場合、下の見本を参考にしてください。

委任状 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見本</span>	
(代理人)	住所 文京区春日1-16-21
	氏名 文京 太郎
	生年月日 平成3年1月1日
上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。	
令和6年度 特別区民税・都民税の申告 令和6年2月1日	
(委任者)	住所 文京区春日1-16-21
	氏名 文京 花子
	生年月日 平成3年7月7日

氏名は必ず委任者が自署してくださいね



▲様式ダウンロード

**Q** 住民税のかからない給与・年金収入の限度額と、税制上の扶養に入れる限度額はいくらですか？

**A** 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

〈給与収入〉

給与収入(年収)	住民税 かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に 入れる・入れない
100万円以下	かからない	入れる
100万円超~103万円以下	かかる	
103万円超		

〈年金収入〉

※昭和34年1月1日以前生まれ(65歳以上) 昭和34年1月2日以降生まれ(65歳未満)		住民税 かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に 入れる・入れない
公的年金収入	65歳以上 155万円以下	かからない	入れる
	65歳未満 105万円以下		
	65歳以上 155万円超158万円以下	かかる	入れない
	65歳未満 105万円超108万円以下		
	65歳以上 158万円超		
	65歳未満 108万円超		



住民税がかかる限度額と、扶養に入れる限度額は異なっているのですね

**Q** ふるさと納税をしましたが、控除を適用させるにはどうすればいいですか？

**A** **ワンストップ特例申請又は確定申告をしてください**。(令和5年中の寄附に対するワンストップ特例申請はすでに終了しています)  
ワンストップ特例申請とは、①確定申告を必要としない給与所得者等であること②寄附先が5自治体以内であること③寄附ごとに寄附先自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても、寄附金税額控除が受けられる制度です。ワンストップ特例を利用しない方は、確定申告にて申告すれば寄附金控除が受けられます。その際は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄へ寄附額をご記入ください(5面参照)。

**Q** 会社と自宅の両方に納税通知書が届きました。二重課税ではないですか？なお、私には給与所得と不動産所得があり、確定申告をしました。

**A** 住民税は、初めに給与所得と不動産所得を合計して1年間の住民税の税額(年税額)を求めます。次に**全体の年税額のうち、給与所得に係る税額分を給与から差し引いて納付(特別徴収)とし、不動産所得に係る税額(年税額から特別徴収税額を差し引いた税額)は、ご本人納付(普通徴収)とします。このため、二重課税ではありません**。  
なお、令和6年度以降、2社以上のお勤め先から給与の支払いを受けている場合の給与に対する税額の納付方法につきましては、**全ての給与を合算して税額を計算し、給与に係る住民税は原則全て主たる給与の事業者(特別徴収義務者)から特別徴収となります**。詳しくは税務課課税係までお問い合わせください。

**Q** 勤めていた会社を退職した後に、自宅に普通徴収の通知が届きました。住民税は、在職中に毎月給与差し引きされていたため、二重に課税されていませんか？

**A** 退職した会社から提出される届出により、給与差し引きできなくなった税額を本人納付に切り替えます。**納税方法は変わりますが1年間の税額は変わらず、二重課税にはなりません**。  
転職後、再度給与差し引きを希望される場合は、転職先の担当者様より税務課へのお手続をお願いします。

# 税務署に確定申告をする際は、申告書第二表の住民税に関する事項の記入を忘れずに！

所得税の確定申告をする際には、住民税に関する事項(第二表の下部)もご確認ください。以下は間違いやすい箇所の説明になります。

図税務課 課税第一・第二係 ☎03-5803-1154・1155

イメージ：申告書様式(第二表下部)

## ○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	① 給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	② 自分で納付	③ 都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	④ 共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

**1** 給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法  
特別徴収 自分で納付

○ ○

給与、公的年金等以外の所得(営業所得、不動産所得等)に係る住民税の納付方法は、こちらで選択できます。

**2** 都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)

円

ふるさと納税等特例控除対象分の寄附  
※当欄に記載がない場合、ふるさと納税の寄附金控除は住民税に適用されません。  
※ワンストップ特例分を含む全てのふるさと納税の寄附額を記入してください。

確定申告をするとワンストップ特例申請は無効になります。

**3** 都道府県条例指定寄附

円

東京都条例で指定された団体への寄附  
★対象：ホームページ等で、東京都条例指定寄附金一覧をご確認ください。

**4** 市区町村条例指定寄附

円

文京区条例で指定された団体への寄附  
★対象：右の一覧のとおりです。

### 文京区条例指定分対象法人 (桃色の着色部分は東京都条例分と共通)

国立大学法人	お茶の水女子大学 東京医科歯科大学 東京大学
公益財団法人	永青文庫 大谷美術館 東京カリタスの家 日本ナショナルトラスト 文京アカデミー
学校法人	日本女子大学
社会福祉法人	敬愛健伸会 東六会 福音会 フロンティア 文京槐の会 文京区社会福祉協議会 本郷の森 武蔵野会 佑啓会 洛和福祉会 わかぎり
特定非営利活動法人	街ing本郷

※令和5年9月末現在の情報

## 税務署からのお知らせ

申告書の作成・送信は、**e-Tax** で！ ～確定申告はスマホからがおすすめです～

- ①「国税庁ホームページ」へアクセス！
  - ② 申告書を作成し、e-Taxで送信！
- 画面の案内に従って金額などを入力することで申告書を作成できます。  
作成した申告書は、マイナンバーカードを使って送信できます。  
※マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。

確定申告 検索 🔍

▲国税庁

スマホはこちら！

◀マイナポータル連携について詳しくはこちら

### 上野合同庁舎 に申告書作成会場を開設します (東京上野税務署)

※開設期間中は、**小石川・本郷税務署には、申告書作成会場はありません**

会場所在地	台東区池之端1-2-22
開設期間	2月16日(金)～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除く。ただし、2月25日(日)は、東京国税局において相談・受付を行います。
受付時間	午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

上野合同庁舎に来場される方へのお願い

○会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友達追加」していただくことでご利用できます。(注：LINEアプリでの入場整理券の発行は上野合同庁舎会場のみ対応しています。税理士による無料申告相談会場には対応していません。)

### 税理士による 無料申告相談 を開催します

〈小石川税務署管内の方〉

混雑回避のため、原則電話又はオンラインによる**事前申込**となります。  
※一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、是非、事前申込をご利用ください。

#### 《事前申込の方法》

申込方法	詳細
オンライン	二次元コードから申込 令和6年1月10日(水)から利用可
電話	小石川税務署管内の方【03-6745-6307】 本郷税務署管内の方【03-6745-6308】 令和6年1月10日(水)から利用可 (受付時間：平日午前9時～午後4時)



会場	開催日	時間
大原地域活動センター	2月1日(木)・2日(金)	午前9時30分～正午 (受付は午前11時30分まで)
アカデミー音羽	2月5日(月)・6日(火)	
大塚地域活動センター	2月7日(水)・8日(木)	午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで)
文京区民センター	2月9日(金)	

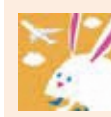
〈本郷税務署管内の方〉

会場	開催日	時間
汐見地域活動センター	2月1日(木)・2日(金)	午前10時～午後4時 (受付は午後3時30分まで)
文京区民センター	2月5日(月)	
駒込地域活動センター	2月6日(火)・7日(水)	

図小石川税務署 ☎03-3811-1141、本郷税務署 ☎03-3811-3171

※「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」にご注意ください。

凡例 問合わせ ☎ホームページ



「区報ぶんきょう」を多言語版アプリ  
(カタログポケット)で配信中!



# 住民税(特別区民税・都民税)の納付のご案内 ~納付は納期限内にお願いします~

住民税(普通徴収)の納付は口座振替をご利用ください。令和6年度第1期口座振替開始の申込締切日は令和6年5月10日(金)です。

令和6年度 口座振替 予定表	期別	口座振替日	申込締切日
	全期		
	第1期	令和6年 7月 1日(月)	令和6年 5月10日(金)
	第2期	令和6年 9月 2日(月)	令和6年 7月10日(水)
	第3期	令和6年10月31日(休)	令和6年 9月10日(火)
第4期	令和7年 1月31日(金)	令和6年12月10日(火)	

●申込：所定の口座振替依頼書に記入・押印のうえ、郵送又は窓口へ持参してください。口座振替依頼書については、税務課収納管理係へご連絡ください。

住民税(普通徴収)及び軽自動車税(種別割)は、いつでもどこでも納付ができます。

令和6年度から、今までの方法に加え、納付書に付された地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取ることで、スマートフォン決済アプリ等でお支払いができるようになります。また、「地方税お支払サイト」から、クレジットカード(1,000万円未満)等で納付ができるようになります。

図税務課収納管理係 ☎03-5803-1153

## 令和6年1月31日は特別区民税・都民税 普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談をお受けします。

### 特別区民税・都民税の納付相談及び納付窓口を 平日夜間及び土・日曜に開設します

仕事などで、区役所の開庁時間に来られない方で、納付相談のある方や、納付される方はご利用ください。

**夜間窓口** 午後8時まで開設  
令和6年1月24日(水)~1月26日(金)

**休日窓口** 午前9時~午後4時  
令和6年1月27日(土)・28日(日)

なお、1月28日(日)は軽自動車等の廃車相談もお受けします。

**場 所** 税務課(シビックセンター10階)

※業務用エレベーターをご利用ください。ご不明な場合は、1階案内でお尋ねください。

Q 納付忘れがあったらどうすればいい?税金を納めないとななるの?

A 税は納期内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。また、督促状や催告書をお送りしても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

Q 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの?

A 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などすべての財産です。勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に捜索する場合があります。(国税徴収法第141条から147条) 文京区では、令和4年度に捜索及び自動車等のタイヤロックを8件実施しています。

### 住民税を一時に納付できない方のための猶予制度があります

#### (納税の猶予)

以下の理由により、住民税を一時に納付することができないとき  
⇒税務課へ猶予の申請することにより、1年以内の期間に限って納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
  - ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したとき
  - ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
  - ④ 事業について著しい損失を受けたとき
  - ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定したとき
- ※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

#### (換価の猶予)

住民税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するとき  
⇒その住民税の納期限から3か月以内に税務課へ申請することにより、1年以内の期間に限って換価の猶予が認められる場合があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 納税の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

図税務課納税係 ☎03-5803-1156

### 課税・納税証明書の発行

#### 発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税(種別割)納税証明書

申請に必要なもの	発行場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住基カード(写真付)等 ※健康保険証の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要です。</li> <li>● 手数料 1通300円 (コンビニ交付の場合は1通200円)</li> <li>● 委任状 (代理の方が申請する場合)</li> </ul>	税務課窓口、戸籍住民課窓口 区民サービスコーナー マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ) ※発行にはマイナンバーカードが必要です。 ※軽自動車税(種別割)納税証明書は発行不可。

(注)・税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請される場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口までお持ちください。  
・家族の方でも、代理で申請される場合は委任状(自署又は記名押印)が必要です。  
・本人による郵送申請もできます。申請方法については、区☎をご覧ください。税務課納税係にお問い合わせください。

### バイク・軽自動車等の廃車手続をお忘れなく!

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、バイク・軽自動車等を所有している方に納めていただく税金です。以下の方は、廃車手続をすることで、次年度以降の軽自動車税(種別割)がかからなくなりますので、速やかに廃車手続をお願いします。

①盗難に遭って車両が見つからない方(盗難届とは別に廃車手続が必要) ②破損等で車両が使用できなくなった方 ③亡くなられたご家族の車両をお持ちの方 ④既に車両を他の方に譲渡した方(※)

※譲受人が名義変更をしないことによるトラブルが増えています。車両を譲渡する場合は、引渡前に廃車手続をすることをお勧めします。

車種	手続・問合せ	税申告先
原動機付自転車(125cc以下)	税務課納税係 ☎03-5803-1152	
小型特殊自動車(フォークリフト等)		
軽二輪・二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2032	廃車・譲渡手続後、軽自動車税(種別割)の申告を忘れずに行ってください。税申告されませんと、廃車等手続しているのに、税金の通知書が届いてしまう場合があります。
軽三輪・軽四輪車	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎050-3816-3101	軽自動車税(種別割)申告先 税務課納税係 ☎03-5803-1152

図税務課納税係 ☎03-5803-1152